

江戸川区立公園等における受動喫煙防止実施基準

(趣旨)

第一条 この基準は、健康増進法の一部改正（平成 30 年法律第 78 号）を鑑み、江戸川区立公園条例第七条第十項及び江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例第五号により、公園管理において、施設内の禁煙により望まない受動喫煙を防ぐために、試行として江戸川区立公園及び児童遊園等（以下、「公園等」という。）の敷地での禁煙を実施し、その基本的事項を定めるものとする。

(喫煙の禁止)

第二条 公園管理者が、公園利用者や近隣住民に対し望まない受動喫煙が生じる、もしくは生じる恐れがあると判断した場合は、当該公園等での喫煙を禁止とする。

(町会との合意)

第三条 第二条により禁煙を禁止とする場合、当該公園等が位置する町会及び自治会（以下、「町会等」という。）から次に掲げる要件について合意を得ることを必要とする。

- 一 公園利用者や近隣住民に、望まない受動喫煙が生じるもしくは、生じる恐れがあり、地域住民の総意として禁煙を望むこと。
- 二 江戸川区と連携し、町会として当該公園等の健全な環境を推進すること。
- 三 禁煙とした場合、公園管理者と町会連名で公園内に禁煙である旨を周知すること。

(禁煙とした公園)

第四条 禁煙とした公園等の園名と位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第五条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第四条関係）

名称	位置
桑川公園（令和 4 年 2 月 1 日）	東葛西一丁目 27 番 5 号